

後見人等報酬の支給申請をされる方へ

成年後見制度を利用している京都市にお住まいの方で、一定の要件に該当し、財産状況等から後見人等に支払う報酬を負担することが困難と認められる場合は、京都市の成年後見制度利用支援事業により、後見人等の報酬について支給が受けられます。

1 支給の対象となる方

支給の対象となる方は、本人が、以下の(1)から(3)のいずれかの要件に該当する方です。

支給対象要件

- (1) 生活保護を受給している方かつ(3)の①～③の条件を満たす方
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方かつ(3)の①～③の条件を満たす方
- (3) 資産等の状況から以下の①から③の全てを満たす方
 - ①市民税非課税世帯(世帯員全員が非課税)
 - ②単身世帯で120万円以下、世帯員が1人増えるごとに96万円を加算した額以下 ※なお、報酬付与期間中に被後見人等の身上看護に必要ではないと市長が認める項目に支出があった場合、当該支出額を加算した額を資産とみなす場合がある。(内容は個別にご相談ください。)
 - ③世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

※後見人等が四親等内の親族の場合は支給対象外です

※後見監督人等、任意後見人の報酬は支給対象外です

※世帯員とは、住民登録で同じ世帯として登録している者です。ただし、住民登録上別世帯であっても、事実上生計を同じくしている人は同一世帯とみなします。

2 支給対象となる経費

支給の対象となる経費は、家庭裁判所が審判により決定した後見人等の報酬です。

ただし、本人が在宅か施設入所かにより上限(※在宅28,000円/月、施設18,000円/月)があり、上限額を超えた分については、支給対象とはなりません。

※高齢者分野における施設区分は特養・老健・介護療養型・有料老人ホーム・認知症対応型グループホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームです。

3 申請期限

京都市への申請書類提出日から遡って2年前までの分(2年間分ではありません)を支給対象期間とし、審判が出ていてもそれ以前の方は支給しません。そのため、報酬対象期間が概ね1年～1年半程度毎の定期的な申請が必要となります。家庭裁判所への報酬付与審判請求～審判までに要する期間や京都市への助成申請準備期間等を十分考慮の上、支給対象外となることのないよう、ご注意ください。

また、原則として、1年度内に報酬対象期間2年間分以上の申請はできません。

4 申請に必要な書類

支給申請の手続きは、申立人又は本人が申請書及び必要書類を下記提出先にご提出ください。

住民票等公的書類は申請日から直近3ヶ月以内に取得したものに限りです。

なお、申請のために必要な書類(市民税非課税証明書等)の取得費用は支給対象になりません。

(1)提出必要書類

- ・ 成年後見制度利用支援事業申請書(報酬)
- ・ 報酬付与の審判書謄本の写し
- ・ 報酬付与審判申立書及び添付資料一式の写し
- ・ (保佐・補助の場合)登記事項証明書等代理権がわかるもの(写し)
- ・ 本人及び申立人の預金通帳の写し(審判日から申請日直近1ヶ月以内の期間)
- ・ (別紙4)居所報告書(報酬支給)(施設入所契約書,入院領収書等本人の居所がわかる資料を添付)
- ・ 本人及び世帯員に係る資産等申告書及び添付書類(※)

※添付書類は、有価証券の写し等ご自身の資産の現状を証明できる書類です。

(2)本人(被後見人等)に関する書類(以下A～Cのいずれかに該当する書類を提出)

- A 生活保護を受給している→生活保護受給証明書(原本)
- B 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている→本人確認証の写し(原本)
- C A・Bに該当しない場合(収入・資産の状況から生活保護受給者に準ずる者)
 - ・ 本人及び世帯員全員の市民税非課税証明書(原本)
 - ・ 本人及び世帯員全員の住民票の写し(原本)

5 申請書類提出先

【高齢者】

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課

〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1井門明治安田生命ビル2階
(地下鉄烏丸御池駅の出入口4-2, 烏丸御池交差点南西角)

TEL 075-213-5871

FAX 075-213-5801

【知的・精神障害者】

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池下る下丸屋町394番地Y・J・Kビル3階
(地下鉄東西線京都市役所前駅)

TEL 075-222-4161

FAX 075-251-2940